

日本の輸出管理の概要

リスト規制とキャッチオール規制

外国為替及び外国貿易法(外為法)において輸出管理の基本的枠組みを規定している。

※主な輸出管理規制はリスト規制とキャッチオール規制の2つであり、互いに連携して体制構築されている。

※日本の規制リストは、国際的に合意されたレジームのリストに基づいている。

リスト規制

リストに掲載された規制品・技術を提供する場合、提供先に拘わらず経済産業大臣の許可が必要となる。

キャッチオール規制

リストに掲載された規制品以外が対象となる(食品、木材を除く)。

提供する貨物や技術が大量破壊兵器の開発等に利用される恐れがある場合、経済産業大臣の許可が必要となる。

機関内における判定の流れ等

●リスト規制の目的等

- ・武器あるいは軍事利用の恐れのある貨物・技術が日本国外に流出することを防ぐ。
- ・すべての国・地域が対象。

●判定のポイント

- ・リスト規制に該当するか否かを確認する。

●キャッチオール規制の目的等

- ・大量破壊兵器の開発等に利用される恐れのある貨物・技術が大量破壊兵器の開発等を行う需要者が存在する国・地域に流入することを防ぐ。

●判定のポイント

- ・大量破壊兵器の開発等に利用される恐れがあるか否か、需要者（誰が）及び用途（何に使うのか）を確認する。

